

笛吹市国民健康保険通信

— みんなの国保を守るために —

このコーナーでは、国民皆保険制度を根底で支えつづけている国民健康保険（以下「国保」）の制度や笛吹市の現状についてお知らせしていきます。「みんなの国保を守るため」に、一緒に考えていきましょう。

短期国民健康保険証の更新について

平成21年度以前分の国保税に未納がある世帯の方は、通常1カ月の期限付きの保険証の発行になり、毎月国保税を納めていただき更新を行います。ただし、次に示す方には6カ月間の保険証を交付しています。9月中に同じ世帯の方が更新の手続きを行ってください。

- 交付対象者
- 平成4年4月2日以降に生まれ
- た方（高校生以下）
- 特別徴収対象者（国保税の年金天引き対象者）

- 持ち物
- 保険証・印鑑
- 今回の有効期限は、平成22年10月1日から平成23年3月31日までです。
- なお、納付相談がお済みでない方は、納付相談も行っていただきます。

国保税は大切な国保の財源です。

国保税は、大きな病気やけがをしたとき安心してお医者さんにかかるための大切な財源です。一人ひとりがきちんと納めることにより国保制度が成り立っています。いざというときのために、安心して医療にかかることができるように決められた国保税を期限内に納めましょう。

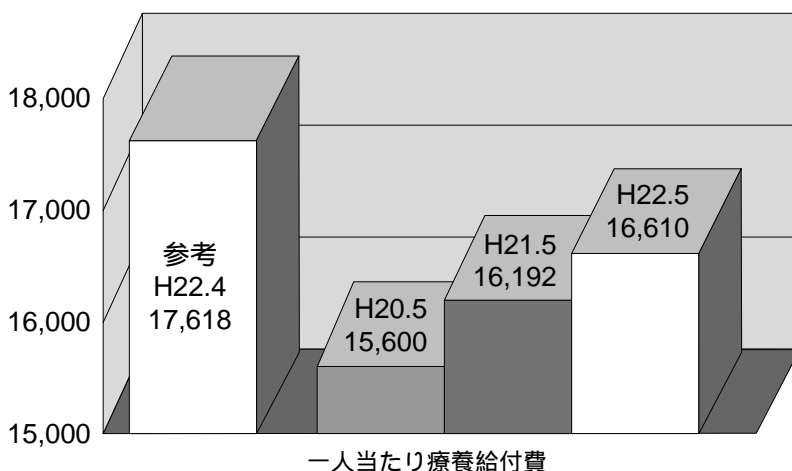
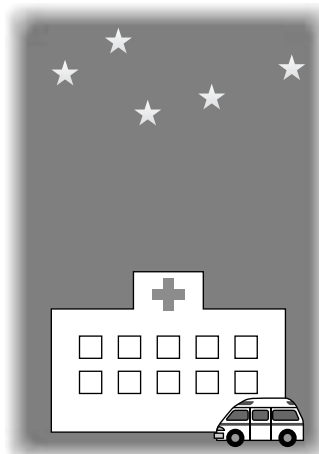
【医療費をおさえるためのポイント】

緊急時以外は、時間外・休日受診はなるべく避けましょう。
休日や夜間において、軽症の患者さんの救急医療への受診が増加し、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたすケースが発生しています。休日、夜間は医療機関に支払われる医療費も高く設定されており、窓口負担も高くなります。

平成22年5月分療養給付費が下がりました

（国保会計からの支払分の状況）

平成22年5月の一人当たり療養給付費は16,610円でした。4月に比べて1,008円下がりましたが、昨年同月と比較すると418円（+2.6%）上がっています。引き続き、一人ひとりが医療費の節約を心がけましょう。安定した国保運営のためにも、皆様のご協力をお願いします。



問合せ先
国民健康保険課 国保総務担当
055(262)4111

